

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第38号

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例  
太田市放課後児童クラブ条例（平成17年太田市条例第155号）  
の一部を次のように改正する。

別表太田市藪塚本町南第2放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。